

「新型コロナウイルス関連情報」
(その27:非常事態宣言の解除)

【ポイント】

- 6月29日(月)17時現在,東ティモール国内での新型コロナウイルスの感染者は,4月24日(金)の発生以降,新たな感染者の発表はありません。(国内の累計感染者数:24人)
- 6月27日(土)午前0時をもって,東ティモール国内の非常事態宣言は解除されました。

(本文)

1 感染者の推移

6月29日(月)17時現在,保健省発表のデータでは新たな感染者の発表はなく,4月24日(金)の発生以降,新たな感染者はゼロのまま推移しています。(国内の累計感染者数:24人)

○在東ティモール日本国大使館ホームページ

<http://www.timor-leste.emb-japan.go.jp>

○東ティモール保健省フェイスブック

<https://web.facebook.com/MinisteriodaSaudeTL/>

2 非常事態宣言の解除

6月27日(土)午前0時をもって,東ティモール国内の非常事態宣言は解除されました。社会経済活動の再開に伴い,東ティモール国内では,新型コロナウイルスの感染防止に対する国民の意識低下が懸念されます。在留邦人の皆様におかれては,以下の状況に留意しつつ,引き続き感染防止に努めて下さい。

- (1)非常事態宣言の解除に伴い,今後,公共交通機関の利用者の増加や,商業施設,教育施設及び宗教施設等の再開に伴い,人々が集まる機会が増えつつあります。「三密=密閉,密集,密接」の状況を極力避けるよう自ら行動して下さい。
- (2)基本的な感染予防策である,マスクの着用,手洗いの実施,1.5mの安全距離の確保を引き続き励行して下さい。
- (3)東ティモール政府は,検疫・公衆衛生上の措置を引き続き実施するとしており,当該措置には,非常事態宣言下で発動されていた,感染の疑いがある者に対する入院・治療措置及び隔離・検疫措置が含まれます(29日現在,行政措置を規定する関連法改正案の作業中の模様)。

また、インドネシアとの陸上国境管理を維持し、不法入国者の対応を厳格に実施していくとしています。今後、当該陸上国境は、自国民の往来や物流確保のため、週に一度2時間のみ解放しますが、外国人の往来は、未だ原則認められていません。

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

(PC版・スマートフォン版)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>

○厚生労働省ホームページ(新型コロナウイルス感染症について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

・新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

(厚労省のヘルプデスク連絡先)

・外国からかける場合：+81-3-3595-2176(日本語、英語対応可)

・対応時間：日本時間の9:00~21:00(土日含む)

○渡航先における情報を迅速に入手するためにも、「たびレジ」が大変便利です。第三国へ渡航の際は、下記のリンクから訪問先の「たびレジ」に是非登録をお願いします。(詳細は <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html> 参照)

【問い合わせ先】

在東ティモール日本国大使館領事・警備班

住所：Avenida de Portugal, Pantai Kelapa, Dili, Timor-leste

電話：(国番号 670)332-3131~2 緊急電話：7723-1127

ホームページ：<http://www.timor-leste.emb-japan.go.jp>

メール：ryoji.timor-leste@di.mofa.go.jp

(了)